

大学 IR コンソーシアム役員候補者選出規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人大学 IR コンソーシアム（以下「コンソーシアム」）の理事及び補欠理事、監事及び補欠監事の、総会における選任の対象者（以下、それぞれ「理事候補者」「監事候補者」といい、すべてを「役員候補者」という。）の選出に必要な事項を定める。

(役員候補者選出方法)

第2条 理事候補者の選出は、コンソーシアムの役員を選任する総会の開催前に実施する、正会員が選挙権を有する候補者選出選挙（以下、「理事候補者選出選挙」という。）をもって行う。監事候補者については、理事会が推薦する理事会推薦監事候補者を候補者とする。

(役員候補者数)

第3条 選出するコンソーシアムの役員候補者数は、理事会において決定する。

(選挙管理委員会)

第4条 理事会は理事候補者選出選挙を実施するために、その実施ごとに、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会の委員はコンソーシアム事務局員と、正会員の役員または使用人数名とする。
- 3 選挙管理委員会は、選挙結果の理事会への報告をもって解散する。

第5条 選挙管理委員会は、以下の業務を実施する

- (1) 選挙日程の決定
- (2) 理事候補者数の告示
- (3) 被選挙人名簿の作成
- (4) 被選挙人名簿、投票用紙の郵送・受理
- (5) 開票
- (6) 投票結果の得票上位者から順に理事候補者を選出し、候補者の内諾を得る。
- (7) 選挙結果の理事会への報告

(選挙人)

第6条 理事候補者選挙において投票を行うことのできる者は、選挙告示日において定款第7条2項に定める正会員代表者であることとする。

(被選挙人)

第7条 理事候補者選挙の被選挙人となることのできる者は、選挙告示日において定款第6条1項(1)に定める正会員の役員または使用人であることとする。

2 正会員は、選挙告示後すみやかに被選挙人1名を選出し、選挙管理委員会が指定する方法により選挙管理委員会へ届け出なければならない。

3 但し、コンソーシアムの役員を選任する総会後も継続してコンソーシアムの理事及び監事が所属する正会員はこの限りではない。

(被選挙人名簿)

第8条 選挙管理委員会は、被選挙人届に記載された理事候補者の氏名と所属・役職を記載した被選挙人名簿を作成する。

2 被選挙人届提出後発生した事由により、理事就任が不可能であるとして被選挙人名簿への登載を辞退した者で、選挙管理委員会によりこれが認められた者は、被選挙人名簿に記載されない。

(投票)

第9条 投票は、所定の投票用紙と封筒を用いる郵便投票とし、以下の項目すべてを満たすものをもって有効とする。

(1) 指定の日付までの消印のあるもの。

(2) 投票用紙に、選挙人である正会員代表者の登録印が押印されたもの。

(3) 投票用紙に記載された被選挙人名簿の中から、選出すべき理事候補者数と同じ数の丸印が付されたもの。

2 理事会の決定により、登録された選挙人による電磁的方法の投票を認めることができる。

(選挙の成立条件)

第10条 有効投票数が選挙告示日の正会員数の半数を超える場合に選挙が成立するものとする。

(開票・候補者選出)

第11条 開票は、選挙管理委員会にて行い、有効投票に記載された得票上位者から、選出すべき理事候補者を決定する。尚、得票数が同数の場合はくじにより順位を決定する。

(選挙結果の報告)

第12条 選挙管理委員会は、選挙結果が確定した時点で理事会に報告する。

(その他)

第13条 本規程は理事会の決議を経て改廃する。

附則

この規程は、2019年10月21日から施行する。

この規程は、2020年4月24日から施行する。

この規程は、2025年2月17日から施行する。